

6 福薬業発第 1 5 4 号
令和 6 年 7 月 1 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集（パブリック
コメント）について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 総 発 第 9 号

令和 6 年 7 月 1 1 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 担 当 役 員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 原 口 亨

医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集（パブリック
コメント）について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記の意見募集（パブリックコメント）が行われております（別添
1・2 参照）。

薬剤師法施行規則の一部改正に関しては、薬剤師法施行規則様式第 6（薬剤
師届出票）に、薬剤師の勤務情報を正確に把握するため、「7）主に従事して
いる施設及び業務の種別」の 項目名 を「従事している施設及び業務の種別」
に改めた上で、「回答欄」中に 主たる施設・業務の種別 及び 従たる施設・
業務の種別 を記入する 欄を 新たに設けること等が予定されております。

意見募集の期限は、令和 6 年 7 月 1 2 日（金）までとされており、本会とし
て別紙のとおり意見を提出いたしましたので、お知らせいたします（別添 3 参
照）。

貴会におかれましても、対応につきご検討いただきますようお願い申し上げ
ます。

<意見募集ページ>

・医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

[https://public-comment.e-
gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240056&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240056&Mode=0)

<別添>

1. 医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について
2. 医師法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）について
3. 日本薬剤師会提出資料

医師法施行規則等の一部を改正する省令案
に関する御意見の募集について

令和6年6月13日
厚生労働省
医政局医事課
医政局歯科保健課
医薬局総務課

医師法施行規則等の一部を改正する省令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和6年6月13日（木）～令和6年7月12日（金）（必着）

2. 御意見募集対象

医師法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）について

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1） 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2） 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス： isei-ijika1@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局医事課宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、（1）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する

意見」と明記して御提出ください。

(3) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

医師法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

令和 6 年 6 月
厚生労働省
医政局医事課
医政局歯科保健課
医薬局総務課

1. 改正の趣旨

- 医師、歯科医師及び薬剤師については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条において、2 年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- これらの規定に基づき、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 6 条第 2 項及び第 2 号書式、歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）第 6 条第 2 項及び第 2 号書式並びに薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）第 7 条第 2 項及び様式第 6 において、医師、歯科医師及び薬剤師が届け出なければならない事項について、それぞれ書式を定めているところ。
- 令和 6 年度は、当該規定に基づき届出を実施する年であり、今後の医師、歯科医師及び薬剤師の確保対策の検討等において必要な情報を当該届出により把握できるよう、各都道府県への届出票の送付に先立ち、医師法施行規則第 2 号書式、歯科医師法施行規則第 2 号書式及び薬剤師法施行規則様式第 6 に定める届出の書式について、それぞれ下記のとおり所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）医師法施行規則に定める第 2 号書式の一部改正について
- 医師の夜間・休日勤務や宿直・日直の状況を正確に把握するため、「(8) 主たる従事先」及び「(9) 従たる従事先」の「勤務状況」欄中に、夜間・休日勤務を実施した回数を記載する欄を新たに設け、この欄のうち、宿直・日直を実施した回数を別記する欄を設ける。
- 医師のうち、「公衆衛生業務」、「司法行政解剖業務」に従事している者の数を把握するため、「(8) 主たる従事先」の「主たる業務内容」欄の選択項目に「公衆衛生業務」、「司法行政解剖業務」を追加する。
- 社会医学系専門医の人数を把握するため、「(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師」欄の選択項目に「社会医学系専門医」を追加する。
- 医師臨床研修修了の有無や医師臨床研修を実施した病院の所在地とその他の項目を紐

付けて分析できるようにするため、記載項目に「(16)臨床研修修了の有無」、「(17) 臨床研修病院の所在都道府県名」を新たに設ける。

(2) 歯科医師法施行規則に定める第2号書式の一部改正について

- 補綴歯科専門医の人数を把握するため、「(11)取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名」欄の選択項目に「補綴^{てつ}歯科専門医」を追加する。
- 歯科医師臨床研修修了の有無や歯科医師臨床研修を実施した施設の所在地とその他の項目を紐付けて分析できるようにするため、記載項目に「(13)臨床研修修了の有無」、「(14)臨床研修施設の所在都道府県名」を新たに設ける。

(3) 薬剤師法施行規則に定める様式第6の一部改正について

- 薬剤師の勤務情報を正確に把握するため、「(7)主に従事している施設及び業務の種別」の項目名を「従事している施設及び業務の種別」に改めた上で、「回答欄」中に主たる施設・業務の種別及び従たる施設・業務の種別を記入する欄を新たに設ける。

(4) その他所要の改正を行う

3. 根拠条項

- 医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和6年7月（予定）
- 施行期日：公布日

医師法施行規則等の一部を改正する省令案に

関する意見について

<日本薬剤師会の意見>

薬剤師の勤務情報を正確に把握するため、「7) 主に従事している施設及び業務の種別」の項目名を「従事している施設及び業務の種別」に改めた上で、「回答欄」中に主たる施設・業務の種別及び従たる施設・業務の種別を記入する欄を新たに設けることについては賛同する。

同一の施設内で調剤業務・治験業務をある割合（例：7 対 3）で行っている場合や同一の大学内で教育に関する業務・大学病院薬剤部に関する業務をある割合（例：2 対 8）で行っている場合等、届出をする薬剤師が、回答に迷わないよう「薬剤師届出票について」の回答の仕方の説明の中で、十分な説明を要望する。

国は更なる電子化を推進しており、薬剤師届出票の電子化、オンライン申請を進めている状況を理解はしているが、令和4年度医師・歯科医師・薬剤師統計の結果から、紙媒体での報告との併用では、電子化での報告が進んでいないように見受けられる。薬剤師届出のオンライン申請の広報等の工夫を要望する。

令和4年より、薬剤師に対する情報配信や調査等をメールにより実施することを可能にするため、「メールアドレス」を追加しているが、情報配信の内容の検討や調査等を行う上での個人情報の取扱いには十分な注意をしていただきたいことをあらためて意見として申上げる。

薬剤師届出票

年次の更新

(令和6年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住所	〒 -			都道府県			市区町村			
ふりがな							電話			
(2) 氏名							(- -)			
メールアドレス										
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。										
(3) 性別	1 男 ・ 2 女			(4) 生年	月	日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日
(5) 薬剤師名簿番号				(6) 薬剤師名簿日	年	月	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日
「主たる」「従たる」施設・業務の種別欄を追加										
(7) 従事している施設及び業務の種別										
回答欄	施設の種別	業務の種別								
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)	薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者) 02 開設者又は法人の代表者(管理者以外) 03 勤務者(管理者) 04 勤務者(管理者以外)								
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)								
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等)								
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者								
	大学	11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生								
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業								
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者								
	その他	18 その他の業務の従事者								
		19 無職の者								
	(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)									
ふりがな							電話			
名称							代表電話 (- -)			
所在地	〒 -									
都道府県										
市区町村										
(「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。)										
就業形態	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 1 常勤(勤務時間32時間以上) 2 非常勤(8時間未満) 3 非常勤(8時間～16時間未満) 4 非常勤(16時間～24時間未満) 5 非常勤(24時間～32時間未満)									
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業									
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな							電話			
名称							代表電話 (- -)			
所在地	〒 -									
都道府県										
市区町村										

裏面へ続く

従たる従事先を追加

項目番号を順次変更							
(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学	02 東北大学	03 千葉大学	04 東京大学	05 富山大学	
	公立	06 金沢大学	07 京都大学	08 大阪大学	09 岡山大学	10 広島大学	「山口東京理科大学」を追加し、選択肢を順次変更
		11 徳島大学	12 九州大学	13 長崎大学	14 熊本大学		
		15 岐阜薬科大学	16 静岡県立大学	17 名古屋市立大学	18 山口東京理科大学		
		私立・外国薬学校	19 北海道医療大学	20 北海道科学大学	21 青森大学	22 岩手医科大学	
	私立・外国薬学校	24 医療創生大学	25 奥羽大学	26 国際医療福祉大学	27 高崎健康福祉大学	28 城西大学	
		29 日本薬科大学	30 城西国際大学	31 千葉科学大学	32 帝京平成大学	33 東京理科大学	
		34 東邦大学	35 日本大学	36 北里大学	37 慶應義塾大学	38 昭和大学	
		39 昭和薬科大学	40 東京薬科大学	41 星薬科大学	42 武蔵野大学	43 明治薬科大学	
		44 帝京大学	45 横浜薬科大学	46 新潟薬科大学	47 北陸大学	48 愛知学院大学	
49 金城学院大学		50 名城大学	51 鈴鹿医療科学大学	52 京都薬科大学	53 同志社女子大学		
54 立命館大学		55 大阪大谷大学	56 大阪医科薬科大学	57 近畿大学	58 摂南大学		
59 神戸学院大学		60 神戸薬科大学	61 兵庫医科大学	62 姫路獨協大学	63 武庫川女子大学		
64 就実大学		65 広島国際大学	66 福山大学	67 安田女子大学	68 徳島文理大学		
69 松山大学		70 第一薬科大学	71 福岡大学	72 長崎国際大学	73 崇城大学		
	74 九州保健福祉大学	75 外国の薬学校	「兵庫医科大学」に変更				
(11) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)					都道府県 () ・ 外国	
(12) 本屆出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本屆出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用すること。同意しない場合には、右欄に○を付けること。					同意しない場合 ()	
(13) 備考							

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。（鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。）
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) **住所** 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
 - (2) **氏名** 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入する。
大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「J」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- (5) **薬剤師名簿登録番号** 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 → 第 0 0 0 1 2 3 号

- (6) **薬剤師名簿登録年月日** 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

- (7) **主に従事している施設及び業務の種別** 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とす。届出票1枚を提出する。

薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02 開設者又は法人の代表者（管理者以外）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03 勤務者（管理者）	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04 勤務者（管理者以外）	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06 その他（試験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08 その他（試験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護施設 保険	09 介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10 介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11 勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	12 大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生、又は研究生
医 関 薬 係 品 業 業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業、又は製造業に従事している者（企業から派遣される試験コーディネーターを含む。）
	14 店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
	15 配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者（既存配置販売業を含む。）
	16 卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上の施設 以外	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

- (8) **主たる従事先の名称** (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18を記入した場合の従事先について記入する。
所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
就業形態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2～5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。
休業の取得 令和6年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) **従たる従事先の所在地** (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18を記入した場合の従事先について記入する。
所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10)— **就業形態** 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2～5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。
- (11)— **休業の取得** 令和4年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (13) **備考** 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」の所在地を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。

薬剤師届出票

(令和4年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住所	〒 - 都道府県市郡区町村												
ふりがな	電話 (-)												
(2) 氏名	メールアドレス ※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合												
(3) 性別	1 男 2 女			(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日					
(5) 薬剤師名簿登録番号	第			号	(6) 薬剤師名簿日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日				
(7) 主に従事している施設及び業務の種類別 業務の種類別01～19のうち1つを○で囲むこと。	施設の種別			業務の種類別									
	薬局			01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）									
	病院			05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）									
	診療所			07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）									
	介護保険施設			09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者									
	大学			11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生									
	医薬品関係企業			13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業									
	上記以外の施設			17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者									
	その他			18 その他の業務の従事者 19 無職の者									
	従事先 (8)及び(9)は、(7)欄の01～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。)												
ふりがな	電話 代表電話 (-)												
(8) 名称													
(9) 所在地	〒 - 都道府県市郡区町村												
(10)及び(11)は、(7)欄の01～11及び13～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。)													
(10) 就業形態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 1 常勤（勤務時間32時間以上） 2 非常勤（8時間未満） 3 非常勤（8時間～16時間未満） 4 非常勤（16時間～24時間未満） 5 非常勤（24時間～32時間未満）												
(11) 休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業												
(12) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学 06 金沢大学 11 徳島大学	02 東北大学 07 京都大学 12 九州大学	03 千葉大学 08 大阪大学 13 長崎大学	04 東京大学 09 岡山大学 14 熊本大学	05 富山大学 10 広島大学							
	公立	15 岐阜薬科大学	16 静岡県立大学	17 名古屋市立大学									
	私立・外国薬学校	18 北海道医療大学	19 北海道科学大学	20 青森大学	21 岩手医科大学	22 東北医科薬科大学							
		23 医療創生大学	24 奥羽大学	25 国際医療福祉大学	26 高崎健康福祉大学	27 城西大学							
28 日本薬科大学		29 城西国際大学	30 千葉科学大学	31 帝京平成大学	32 東京理科大学								
33 東邦大学		34 日本大学	35 北里大学	36 慶應義塾大学	37 昭和大学								
38 昭和薬科大学		39 東京薬科大学	40 星薬科大学	41 武蔵野大学	42 明治薬科大学								
43 帝京大学		44 横浜薬科大学	45 新潟薬科大学	46 北陸大学	47 愛知学院大学								
48 金城学院大学		49 名城大学	50 鈴鹿医療科学大学	51 京都薬科大学	52 同志社女子大学								
53 立命館大学		54 大阪大谷大学	55 大阪医科薬科大学	56 近畿大学	57 摂南大学								
58 神戸学院大学		59 神戸薬科大学	60 兵庫医療大学	61 姫路獨協大学	62 武庫川女子大学								
63 就実大学		64 広島国際大学	65 福山大学	66 安田女子大学	67 徳島文理大学								
68 松山大学	69 第一薬科大学	70 福岡大学	71 長崎国際大学	72 崇城大学									
73 九州保健福祉大学	74 外国の薬学校												
(13) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)												
(14) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。												
(15) 備考													

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。（鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。）
(2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) **住所** 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) **氏名** 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入する。
- メールアドレス** 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例「1」(イチ)、「I」(アイ)、「J」(エル)「O」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- (5) **薬剤師名簿登録番号** 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 → 第 0 0 0 1 2 3 号

- (6) **薬剤師名簿登録年月日** 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) **主に従事している施設及び業務の種別** 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02 開設者又は法人の代表者（管理者以外）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03 勤務者（管理者）	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04 勤務者（管理者以外）	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06 その他（治験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08 その他（治験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護施設 保険	09 介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10 介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11 勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	12 大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生、又は研究生
医関係 薬品企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業、又は製造業に従事している者（企業から派遣される治験コーディネーターを含む。）
	14 店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
	15 配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者（既存配置販売業を含む。）
	16 卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上の施設以外	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

- (8) **従事先の名称** } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で01～18に該当する者は、必ず記入する。所在地
- (9) **従事先の所在地** } の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) **就業形態** 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2～5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。
- (11) **休業の取得** 令和4年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (15) **備考** 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。
3. 提出方法 原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。